

平成 19 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ライブドアホールディングス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平松庚三  
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 管 理 部 長 落合紀貴  
(TEL. 03 - 5155 - 1001)

第 12 期定時株主総会に関するお知らせ

当社は、2007 年 12 月 21 日に第 12 期定時株主総会を開催いたします。決議事項等に関しまして、下記の通りお知らせ致します。

記

日 時 平成 19 年 12 月 21 日（金曜日）午後 2 時  
場 所 神奈川県横浜市中区住吉町 4-42-1 関内ホール 大ホール

**決議事項**

**<会社提案>第 1 号議案から第 4 号議案まで**

**第 1 号議案** 剰余金の処分の件

**第 2 号議案** 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社第11期定時株主総会において社名をライブドアホールディングスとし持株会社制に移行したことに伴い、事業目的を持株会社にふさわしく、かつ子会社事業も含めたものに変更したく存じます。  
また、用語として事業と業務が混在しているため全て「事業」あるいは「業」に統一すべく修正を行いたく存じます。
- (2) 取締役会の運営に柔軟性を与え、またガバナンスを向上させて株主の皆様による監督が一層強化できるよう、取締役の任期を1年に短縮したく存じます。
- (3) 会社法第 370 条及び会社法施行規則 101 条 4 項により、取締役会の決議があったものとみなされた場合の議事録にも適用を広げる目的で、取締役会議事録への出席取締役、監査役の押印規定を削除したく存じます。
- (4) 事業年度を一般的なものに改めることで当社の経営の利便性をより一層高めるべく事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日へと変更したく存じます。また事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。合わせて中間配当金の権利確定日を、毎年 9 月 30 日に変更いたします。

2. 変更の内容  
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>及び次の事業またはこれに相当する事業を営む子会社の株式若しくは持分を保有することにより当該子会社の事業活動を支配、管理することを</u> 目的とする。
1～9 (省略)	1～9 (現行どおり)
10 インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する <u>業務</u>	10 インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する <u>事業</u>
11 インターネットの代金決済システムの運用及び導入代行業務	11 インターネットの代金決済システムの運用及び導入代行業
12 販売促進業務に関するコンサルティング業務	12 販売促進業務に関するコンサルティング業
13 広告代理業務	13 広告代理業
14～17 (省略)	14～17 (現行どおり)
18 通信販売業務 (新設)	18 通信販売事業 19 <u>婦人用品、繊維製品一式の製造卸小売業</u>
19～20 (省略)	20～21 (現行どおり)
21 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する <u>業務</u>	22 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する <u>事業</u>
22 (省略)	23 (現行どおり)
23 古物の売買	24 古物、 <u>貴金属、アクセサリ</u> 、時計、 <u>美術工芸品</u> の売買
24～39 (省略)	25～40 (現行どおり)
40 経営コンサルタント <u>業務</u>	41 経営コンサルタント <u>業</u>
41 (省略)	42 (現行どおり)
42 損害保険代理および生命保険募集に関する <u>業務</u>	40 損害保険代理および生命保険の募集
43～45 (省略)	44～46 (現行どおり)
46 各種企業及び団体に属する社員の研修 <u>業務</u>	47 各種企業及び団体に属する社員の研修 <u>事業</u>
47 コールセンター <u>業務</u> (電話受信発信事務代行業)	48 コールセンター <u>事業</u> (電話受信発信事務代行業)
48 企業・団体の委託を受けて行う下記の <u>業務</u>	49 企業・団体の委託を受けて行う下記の <u>事業</u>
(1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発	(1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発

<p>行及び管理業務</p> <p>(2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務</p> <p>(3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保険、退職に伴う事務の処理業務</p> <p>49～50 (省略)</p> <p>51 全各号に附帯する一切の業務</p>	<p>発行及び管理</p> <p>(2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理</p> <p>(3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保険、退職に伴う事務の処理</p> <p>50～51 (現行どおり)</p> <p>52 全角号に関連附帯する一切の事業</p>
<p>第3条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする</p> <p>第23条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、<u>議長並びに出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第28条～第46条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年<u>10</u>月<u>1</u>日から翌年<u>9</u>月<u>30</u>日までとする。</p> <p>第48条 当社は、株主総会決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、会社法第454条5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を毎年<u>3</u>月<u>31</u>日の最終株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第49条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はそ</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする</p> <p>第23条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第28条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は毎年<u>4</u>月<u>1</u>日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日までとする。</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、会社法第454条5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を毎年<u>9</u>月<u>30</u>日の最終株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第49条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、支払開始の日から満3年を経過して</p>

<p>の支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>も受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 47 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 1 日から始まる事業年度 (第 13 期) は、平成 20 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。なお、本附則は第 13 期の終了をもってこれを削除する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<株主提案 (第 3 号議案)>

第 3 号議案は株主提案によるものであります。

なお、提案株主 (1 名) の議決権の数は、合計 866,842 個であります。

第 3 号議案 取締役解任の件

(a) 蒲野宏之氏及び (b) (i) 定時株主総会の終結時をもって任期が満了する取締役又は (ii) 定時株主総会時までには辞任した取締役を除く、全ての現任の取締役の解任を提案いたします。

以上

なお、平松庚三氏は (b) (i) に、高垣佳典氏は辞任届を平成 19 年 11 月 21 日に当社に提出しており (b) (ii) に、それぞれ該当いたします。そのため本議案の解任の対象となります。取締役は、平成 19 年 12 月 6 日現在、

- 1) ニコラス・E・ベネシュ
- 2) ジョージ・ケラマン

の両氏となります。

<取締役会の意見>

取締役会といたしましては、本議案につきましては、特段の意見はございません。

第 4 号議案 取締役 5 名選任の件

経営再建に向けてより強固な新経営体制の構築を目的として、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数 (株)
1	石 坂 弘 紀 (昭和 48 年 9 月 10 日)	平成 10 年 東京大学法学部卒業 平成 10 年 経済産業省 平成 15 年 コロンビア大学ロースクール (LL.M.) 平成 16 年 ニューヨーク州弁護士 平成 16 年 榊産業再生機構プロフェッショ	0

		平成 18 年 平成 19 年 11 月	ナルオフィス（経産省からの出向） アリックスパートナーズ・アジア LLC バイス・プレジデント 当社執行役員（現任）	
2	塩川 治郎 (昭和 27 年 7 月 28 日)	昭和 51 年 昭和 55 年 昭和 57 年 昭和 59 年 昭和 63 年 平成 8 年 平成 10 年 平成 11 年 平成 11 年 平成 12 年 平成 13 年 平成 14 年 平成 14 年 平成 16 年 平成 17 年 平成 18 年	東京大学法学部公法学科卒業 自治省入省 司法研修所入所（34 期） 弁護士登録（東京弁護士会） 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議員 東京弁護士会司法修習委員会副 委員長 （株）整理回収銀行顧問弁護士 東京弁護士会法律相談センター 運営委員会副委員長 （株）整理回収機構顧問弁護士 塩川法律事務所開設 東京弁護士会弁護士任官推進協 議会副委員長 東京都震災復興検討委員会小委 員会委員 東京弁護士会財務委員会副委員 長 ルネス総合法律事務所開設 （株）整理回収機構企業再生検討委 員会委員 大成再保険（株）代表取締役副社長 （現任） 東京弁護士会副会長 関東弁護士会連合会常務理事 東京弁護士会労働法制特別委員 会副委員長	0
3	ショーン コーテ (昭和 40 年 11 月 24 日)	昭和 63 年 平成 4 年 平成 7 年 昭和 61 年 昭和 63 年 平成 7 年 平成 9 年 平成 11 年 平成 16 年 平成 19 年 11 月	ハーバード大学卒業(A. B. In Government) フレッチャラー法律外交大学院卒 業(M. A. L. D.) ハーバード大学ロースクール卒 業(J. D.) （株）神戸製鋼所産業機械事業部機 械部門（インターン） 国会議員浜田卓二郎政策秘書 ヘイル&ドール（アソシエイト） グリーンバーグ・トロリーグ （アソシエイト） コヴィングトン&バーリング（ア ソシエイト） ポリゴン・インベストメント・パ ートナーズ LLP、ゼネラルカウン セル （現任） 当社顧問（現任）	0
4	リチャード A. ギトリ	昭和 39 年 昭和 42 年	コネチカット大学卒業(B. A.) コネチカット大学ロースクール	0

	ン (昭和 17 年 5 月 26 日)	昭 48 年 昭 62 年 平成 3 年 平成 11 年  平成 14 年 平成 17 年 平成 17 年 平成 19 年 平成 19 年 11 月	卒業(J.D.) ヘブ&ギトリン PC 社長 アメリカ倒産協会会長 倒産実務家国際協会(INSOL)会長 ビンガム・デーナ LLP(現 ビンガムマカッチェン LLP)パートナー  ギトリン・アンド・カンパニーLLC 会長兼 CEO (現任) (株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 取締役 (現任) ゼンシン・キャピタル・パートナーズ 会長 (現任) ルクソール・キャピタル・グループ及びザ・ボーポストグループに対するコンサルタント (現任) 当社コンサルタント (現任)	
5	伊藤秀俊 (昭和 31 年 2 月 5 日)	昭和 53 年 昭和 54 年 昭和 54 年 昭和 58 年 昭 63 年 平成 14 年 平成 15 年 平成 17 年 平成 17 年 平成 18 年 平成 19 年 平成 19 年	早稲田大学工学部工業経営学科卒業 スタンフォード大学大学院卒業 経営科学修士(M.S.) マッキンゼー・アンド・カンパニー スタンフォード大学大学院卒業 経済工学修士(M.S.) 日本アイ・ビー・エム(株) ウルシシステムズ(株) フューチャーシステムコンサルティング(株) 常務執行役員 (株)フォーバル 取締役副社長 CFO 兼 CSO (株)フォーバライブ代表取締役会長兼社長 早稲田大学ビジネススクール経営大学院客員教授 (現任) 米国 Och-Ziff Capital Management 顧問 (現任) 米国 Olympus Capital 顧問(現任)	0

1. 取締役候補ショーン・コーテ氏については当社との間で顧問契約を締結しており、取締役候補リチャード・A・ギトリン氏については当社との間でコンサルティング契約を締結しておりますが、業務の円滑な引継を目的としたものであり、平成 19 年 12 月 21 日をもって終了いたします。
2. 上記取締役候補者を除き、取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はございません。
3. 塩川治郎氏、ショーン・コーテ氏、リチャード・A・ギトリン氏、及び伊藤秀俊氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。塩川次郎氏、ショーン・コーテ氏、リチャード・A・ギトリン氏に関しては、弁護士の資格を有し、公正な立場から経営を監視していただくことが出来ますので社外取締役として適任であると考えております。伊藤秀俊氏については、実業界での経験を生かし、株主価値を最大化するために適切な助言を得ることが出来ますので社外取締役として適任であると考えております。
4. 当社社外取締役である蒲野宏之氏とは、会社法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役の職を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度とする責任限定契約を締結しており、塩川治郎氏、ショーン・コーテ氏、リチャード・A・ギトリン氏、及び伊藤秀俊氏においても同様の契約を締結する予定です。

**第5号議案 監査役1名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査役の大森義夫氏が辞任いたします。そこで、経営再建に向けてより強固な新経営体制の構築を目的として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数(株)
1	腰塚和男 (昭和21年12月2日)	昭和54年 弁護士登録 平成12年 東京弁護士会倒産法部長 平成14年 東京弁護士会倒産法改正対策協議 会副議長 平成18年 (株)ライブドア(現(株)ライブドアホ ールディングス) 一時取締役 平成19年 (株)ライブドア監査役(現任) 平成19年9月 当社顧問(現任)	0

1. 監査役候補腰塚和男氏については当社との間で顧問契約を締結しておりますが、平成19年12月21日をもって終了いたします。
2. 当社社外監査役である湯本博氏及び増田光利氏とは、会社法第423条第1項の責任について、社外監査役の職を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない時は、5,000千円以上のあらかじめ定められた額と同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とのどちらか高い額をもって損害賠償額の限度とする責任限定契約を締結しており、腰塚和男氏においても同様の契約を締結する予定です。

**第6号議案 会計監査人選任の件**

当社の一時会計監査人として当社監査役会において本年8月にあすなる監査法人を選任しております。

当社の監査体制の実質的継続を図るため、これまで一時会計監査人に就任していたあすなる監査法人を当社の会計監査人として選任したく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人の候補者は次の通りであります。

- ・ 名 称 あすなる監査法人
- ・ 主たる事業所 東京都千代田区九段北1-4-7
- ・ 沿 革 平成19年8月 あすなる監査法人設立
- ・ 概 要 (平成19年9月30日現在)  
代表社員 5名

**※インターネット行使をされる株主様へご注意**

本日発送の招集ご通知39ページからの株主総会参考書類記載の「第3号議案の取締役解任の件」について、解任対象者に対し、対象者番号を付与しておりませんが、

- 1 ニコラス・E・ベネシュ
- 2 ジョージ・ケラマン

でございますので議決権行使の際にはご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上